

4 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の 2022（令和4）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画								
施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画								
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画								
1			福祉子どもみらい局	①共生推進本部 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。また、政治分野における男女共同参画の状況の「見える化」の取組として県のホームページを作成し、神奈川県県の状況を公開した。 クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正があり、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれた。これに伴い、令和4年度に「政治分野における男女共同参画の推進」のホームページで公開把握可能な神奈川県県情報を掲載。今後、情報の追加等を検討していく。 クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。引き続き理解を促進するため、ホームページ掲載等による情報提供を実施する。
2			福祉子どもみらい局	共生推進本部	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 審議会等における女性登用の実態調査を実施した。 40%を達成しないもしくは見込みのない審議会等について事前に協議を行った。（令和4年度21回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁で審議会等の女性委員の登用率は、2018年度は34.4%、2022年度は40.9%と5年間で6.5ポイント増加し、全庁で40%を超え女性登用が進んだ。 令和5年度からは、女性委員の登用の取組強化として、特別の枠の女性枠を設け、目標値の現状維持をしつつ引き続き、女性委員の登用に努める。
3	11		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施 基礎セミナー（3日間/22名（全日18名、各日4名）） 実践セミナー（必修講座6日間、選択講座1～3日間/23名（全日15名、各日8名）） フォローアップ講座（1日/18名） キャリアカウンセリング年1回（2日間/10名） 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、令和2年度は動画配信、令和3年度以降は感染症予防策を施しながら対面型で実施することで、継続して様々な意思決定の場への女性の参画を後押しすることができた。 令和4年度はフォローアップセミナー等を実施し、年度をまたいだ受講生の交流の場等を提供した。 引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
4			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」（平成26年度まで「江の島塾」）の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日 調査人数142名、有効回収数51名 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度、令和元年度及び4年度は実施した（令和2・3年度はコロナによる対面講座の中止又は延期のため実施なし）。 回答者のうち、現在何らかの社会参画活動に参加した人の率は、平成30年度62.9%、令和4年度62.7%と、コロナ前の水準を維持していた。 かなテラスカレッジの事業効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てるために引き続き実施する。
5			総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	育児休業復業者支援研修の開催（2回実施）	育児休業復業者の活躍のためには周囲の理解が重要となるため、令和元年度より受講対象を復業者本人に加え、その配偶者（県職員に限る）まで拡大している。また、令和3年度からは、今後、育児休業の取得を検討している職員も受講対象として拡大した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
6	23		総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会の開催	目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。今後とも、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
7			政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけ	毎年、職員交流の調整に当たっては、市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけることで当該趣旨の共有を図ってきた。今後も取組を継続していく。
8	再掲	10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

9			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	主任・係長・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施するほか、女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」について学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	・女性管理職育成セミナーの実施（1回3日間/1・2日目オンライン、3日目対面/31名） ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施（1回/23名）	・令和2年度の女性管理職育成セミナーを除き、コロナ禍においてもオンライン開催することで、女性人材育成に向けたセミナーを継続的に実施することができた。 ・例年アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
10	8 22		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。
11	再掲	3	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	・女性のための社会参画セミナー「かなアラスカレッジ」の実施 ・基礎セミナー（3日間/22名（全日18名、各日4名）） ・実践セミナー（必修講座6日間、選択講座1～3日間/23名（全日15名、各日8名）） ・フォローアップ講座（1日/18名） ・キャリアカウンセリング年1回（2日間/10名）	・コロナ禍においても、令和2年度は動画配信、令和3年度以降は感染症予防策を施しながら対面型で実施することで、継続して様々な意思決定の場への女性の参画を後押しすることができた。 ・令和4年度はフォローアップセミナー等を実施し、コロナで中止していた年度をまたいだ受講生の交流の場等を提供した。 ・引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
12	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押しできた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
施策の基本方向2 あらゆる分野における男女共同参画								
①女性の活躍の推進								
13	73		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	2016年4月より開始した「えるぼし認定」（女性活躍推進への取組の実施状況が優良な企業に対する認定制度）は、2020年6月に開始した「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」が創設された。引き続き神奈川県では、インセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行っていく。
14	1260171221		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押しできた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
15	225		産業労働局	雇用労働課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川なでしこブランド」認定件数：14件 ・「なでしこの芽」認定件数：1件 	<p>コロナ禍でイベント開催等の対面でのPRが難しい中、SNS等を活用した広報を実施することで、若干ではあるが「神奈川なでしこブランド」応募件数、認定件数共に増加した。</p> <p>しかし、個人（女性起業家）からの応募が増加傾向にあるため、神奈川なでしこブランドの認知度向上を図り企業にとって認証されるメリットを作ると同時に、企業の経営者等に向けた広報を実施することで、県内企業からの神奈川なでしこブランドへの応募を増やし、県内企業における女性の登用・活躍を促進する必要がある。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度の認定事業は、中止とした。）</p>
16			教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等といった生涯学習情報を、生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて提供した。	生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて、県民の主体的な学習活動を継続的に支援してきた。今後に向けて、支援機能強化のための見直しを行い、新たな情報発信方法への移行を検討していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
17	再掲	218	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会3回開催・20名出席)	特になし
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援								
18			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性に関するロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上で理工系キャリア支援講座の実施状況について情報提供した。	・登録済みのリンクの更新・見直し等を行い、理工系女性に関するロールモデル情報等の情報提供や理工系キャリア支援講座の実施状況の公開を行った。 ・引き続き女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供を行う。
19			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	理工系キャリア支援講座(旧「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」)	女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するために、かながわ女性の活躍応援団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから女性研究者・技術者を講師として学校に派遣する出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施(2回/715名)	・講座の実施により、女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供することができた。 ・例年アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
20	再掲	39 165 178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。 引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
21	再掲	179	福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した(29,930部作成、394校に配布)。	・子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した。 ・2019年度末配布時より、アンケートを取っており、改善点を述べられているため、反映可能なものは対応している。
22	再掲	8 10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)~2022(R4)年度の成果等
23	再掲	6	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会の開催	目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。今後も、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
24	再掲	33	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ消防フェア2022の開催:体験イベントの開催【荒天により中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進 	荒天の影響でかながわ消防フェアが実施できず、女性向けPRの機会が減少した。今後とも、より効果的なリーフレットを検討・作成していく等、女性の消防団加入を促進していく。
25	再掲	34	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(令和5年3月3日(金)46名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(令和5年2月5日(日)42名) 	<p>【消防職員特別教育】</p> <p>令和2年度の研修はコロナにより中止したが、県内のほぼすべての女性消防職員が受講を終えたことから、3年度より男性職員の上司等も受講対象者とし、グループ討議の充実を図ったところ、受講者数が増加するとともに、職場の課題解決策を見いだせる場として貢献した。</p> <p>【消防団員特別教育】</p> <p>令和2~3年度の研修はコロナにより中止したが、女性消防団員の役割や活動範囲の拡大を促進するため実技訓練の拡充を図り、女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。</p>
26	再掲	36	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティアの活動支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数17名(全3回)	<p><受講者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度 21名 ・2019年度 26名 ・2020年度 20名 ・2021年度 26名 ・2022年度 17名 <p>令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。 今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。</p>
③農業や商工業分野における女性の参画支援								
27			環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	<p>①農業協同組合への女性登用促進について関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員435名のうち女性59名</p> <p>②農業委員への女性登用促進について(一社)神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けた。 <実績>農業委員391名のうち女性42名</p>	<p>①令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、令和7年度までに農業協同組合の役員に占める女性の割合を15%とすることを数値目標としており、県下農業協同組合では、なり手が少なく女性役員を増やすことが困難な農業協同組合もあるが、改選期に向けて検討を進めている。</p> <p>②農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
28			環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、新たに開設するHPなどイメージアップを図り、女性の新規就業及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。	・女性農業者の経営発展支援研修会の実施（受講生14名） ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施（4件） ・女性農業者支援のためのHP運営 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナーの実施（参加者6名）	コロナウイルスの感染状況により農業体験セミナーやツアー等は実施を中止した年度もあったが、女性農業者の経営発展支援研修会は開催場所やカリキュラム等を工夫して行い、女性農業者の人材育成・確保することができた。また、県内で活躍している女性農業者の紹介、女性農業者向け研修などのイベント情報や農業者団体の活動内容についてHPで情報発信をし、サイトアクセス数がH30年度から約5.4倍（R4年度比）になるなどイメージアップを図ることができた。
29			環境農政局	農業振興課	農業分野における男女共同参画の推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進	農業分野における男女共同参画を推進した。
30			産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 ・県商工会女性部連合会による主張発表大会 ・県商工会議所女性会連合会による会員大会	商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や講習会等の事業に対し助成を行ったことで、商工業に携わる女性の資質向上、地域の振興発展を支援した。
④防災分野への女性の参画支援								
31	219		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。 (5つの市町村から照会あり、3つの市町村へ助言を行った)	令和2年5月に内閣府が公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、防災計画について助言を行った。ガイドラインができたことにより、以前より具体的に助言を行えるようになった。引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から助言を行う。
32			くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	令和4年12月に県避難所マニュアル策定指針を修正し、避難所における女性の視点の強化等を行った。	市町村が避難所マニュアルの改定等を行う際の助言や国からの通知等に沿って適宜対応していく。
33	24		くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2022の開催：体験イベントの開催【荒天により中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	荒天の影響でかながわ消防フェアが実施できず、女性向けPRの機会が減少した。今後とも、より効果的なリーフレットを検討・作成していく等、女性の消防団加入を促進していく。
34	25		くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修（令和5年3月3日（金）46名） ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修（令和5年2月5日（日）42名）	【消防職員特別教育】 令和2年度の研修はコロナにより中止したが、県内のほぼすべての女性消防職員が受講を終えたことから、3年度より男性職員の上司等も受講対象者とし、グループ討議の充実を図ったところ、受講者数が増加するとともに、職場の課題解決策を見いだせる場として貢献した。 【消防団員特別教育】 令和2～3年度の研修はコロナにより中止したが、女性消防団員の役割や活動範囲の拡大を促進するため実技訓練の拡充を図り、女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
35			くらし安全防災局	総合防災センター	女性防災担い手人材の育成	女性を対象とした防災講座を開催する。	女性を対象とした防災講座の開催【事業見直しにより中止】 ・防災講座「みんなが主役となり活躍できる防災、食と防災」(令和5年3月19日(日)46名) ・防災講座「遊んで学べるゲーム体験型防災訓練」(令和5年3月21日(火)45名)	令和3年度までは、女性、高齢者、中高生と受講対象を分けて防災講座を開催(令和2～3年度はコロナにより中止)してきた。しかし、実際の避難所等の状況から、受講対象を分けて講座を開催する意味合いが薄いため、令和4年度以降は、参加者が様々な視点で防災を考えられるよう参加対象を限定せず、防災担い手人材の育成として多様なテーマや手法を取り入れた講座を開催し、防災意識の定着を図ることとした。令和4年度に開催した2回の防災講座の参加者アンケートでは、多くの参加者から「講座内容はよく理解できた、役に立った」「防災意識が高まった」との回答を得ている。
36	26		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組を進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数17名(全3回)	<受講者数> ・2018年度 21名 ・2019年度 26名 ・2020年度 20名 ・2021年度 26名 ・2022年度 17名 令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。
施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画								
37	74		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、ホームページ掲載等により情報提供を実施した。	・コンソーシアムの取組については、平成30年度末にキックオフし、令和元年度に、企業等からの事例紹介等を行う定例会の開催やホームページを開設し、男性の家事・育児参画の機運を高めたが、コロナの影響等から、コンソーシアムの枠組みと事業内容の見直しが必要である。 ・令和4年度には、育児・介護休業法の改正や、企業の取組、育休取得者の経験談を紹介する「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、情報提供を実施した。 ・今後は男性の家事・育児参画を進めるための事業企画や取組み等の活動内容をSNSやホームページ等で情報発信等を行う。
38	78		福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供(企画レポート投稿回数 6回)	引き続き男性の育児参画の推進を図るため、事業を継続する。
39	再掲	20165178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
40	再掲	71	①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組を推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページに公表することにより意識啓発を実施した。引き続き、県ホームページでの公表を通して意識啓発に努める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現								
施策の基本方向1 職業生活における活躍支援								
①女性の就業支援								
41			産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング 相談件数：774件 女性のための地域出張相談@厚木 相談件数：27件 女性労働相談 相談件数：69件 女性弁護士相談 相談件数：42件 キャリア・ワークショップ 実施回数2回、参加者28人 女性のためのwebセミナー 実施回数3回、参加者延べ77人 就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数：9件 	令和2年7月からウェブ相談を開始したほか、コロナ禍の影響を受けた女性に対する支援として、令和4年度から窓口の増設や地域出張相談を開始したこと等により、相談件数が増加傾向にある。一方、相談者の大多数が横浜市在住者であることから、令和5年度から平塚での地域出張相談を開始する等、引き続き女性の就業を支援していく。
42	80		産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 174回、参加者数 103人 両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数41人 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
43			産業労働局	雇用労政課	女性起業支援事業	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	事業廃止	市町村や民間企業等において、女性起業支援事業に類似する起業支援セミナーが実施されているため、令和元年度をもって事業廃止した。
44			産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、女性のライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練の実施 受講者数 専門課程訓練：5コース 296人 普通課程訓練：14コース 286人 短期課程訓練：17コース 573人 在職者訓練：255コース 2,187人 在職者専門高度訓練：76コース 780人 委託訓練：112コース 1,367人 	<p>プラン期間中の5年間に、専門課程訓練を998人に、普通課程訓練を1,355人に、短期過程訓練を2,962人に実施した。職業訓練校が実施しているものづくり分野を希望する求職者が減少しているが、職業人生の長期化及び技術革新に伴い求められる職業能力の変化に対応するため、キャリアチェンジやキャリア形成ができるよう職業訓練を通して支援策を講じるとともに、職業訓練の知名度を高めるため周知広報に努める。</p> <p>在職者訓練について、初年度(2018)の受講者に占める女性割合が20.7%だったが、最終年度(2022)は20.8%と0.1ポイント上昇した。</p> <p>在職者専門高度訓練事業について、初年度(2018)の受講者に占める女性割合が19.3%だったが、最終年度(2022)は20.3%と1.0ポイント上昇した。</p> <p>委託訓練において、プラン期間中の5年間に、託児サービス付きの訓練を113人に、eラーニングコースを136人に実施し、育児中の女性等の職業訓練の受講機会を拡大した。なお、定員充足率が低いことから、引き続き周知広報に努める。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
45	再掲	99	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室45日間・延320名参加、②マネープランセミナー3日間・延14名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 17名 ・自立支援教育訓練給付金 6名 ○ひとり親公正証書作成支援補助業 26件交付	就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と研修等の機会を通じ、顔の見える関係を構築し、連携を強めたことによりひとり親それぞれの抱える課題に対する適切な支援に繋げることができた。
46	再掲	117	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	
47	再掲	118	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,465人 ・相談・支援件数 50,582件	支援対象者の増加 支援体制の維持
48	再掲	131	福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を6回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、対面とリモートのハイブリッド形式により県内各市の担当課長会議を開催するとともに、リモートにより担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により急増していた相談件数は落ち着きを見せはじめだったが、コロナ前と比較すると依然として件数は多い状況にある。 直近では物価高騰の影響により生活の困窮を訴える方や、食糧支援などの緊急的な支援を求める声も多くあり、生活困窮者の課題は多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。
49	再掲	128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：366件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
50	再掲	62	産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング（延べ利用者数6,296人） ・就職活動支援セミナー（10回実施、受講者延べ82人） ・保護者向けセミナー（2回実施、受講者延べ13人） ・多目的ルームを活用したグループワーク（295回実施、参加者延べ811人） ・職場体験（参加者数21人） ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など 	<p>不本意ながら非正規雇用で働き続けている人は減少傾向にあるものの、依然として25歳から34歳の若年者については、その割合が他の年齢層と比較して高い状況にある。令和5年度も、引き続き若者の就業を支援する。</p>
51	再掲	63 110 166	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	<p>シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など <p>シルバー人材センターの育成指導</p>	<p>求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。</p>
52	再掲	122	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	<p>①障がい者の雇用と職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：799社、出前講座：28回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：312人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数162人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数205人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：16事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 <p>②職業能力の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース99人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（26コース93人）を実施 	<p>①平成30年4月に精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、法定雇用率が2.2%に引き上げられた。また、令和3年3月には、法定雇用率はさらに0.1ポイント引き上げられ、2.3%になった。令和4年6月1日現在の県内民間企業の障がい者の雇用率は2.20%で、法定雇用率は下回っているが、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。令和4年度は、依然コロナ禍ではあるが、令和2～3年度に実施してきたすでに障がい者を雇用している企業への訪問を見直し、法定雇用率未達成企業への訪問をその必要性が高まっていることから再開した。企業や就労支援機関を対象とした研修や出前講座等については、対面形式・オンライン形式・ハイブリット形式（対面とオンラインの併用）のいずれが適切か、検討しながら実施した。</p> <p>②神奈川障害者職業能力開発校において精神障がい者向け訓練コースの定員が2018年度は30人だったが、精神障がい者の求職者数の増加を踏まえ、定員を70人に拡大し、より多くの就職希望者を支援できる体制を整えた。 なお、神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。</p>

②育児等の基盤整備

※小柱全体が重点目標4－施策の基本方向3－①の再掲

③介護の基盤整備

※小柱全体が重点目標4－施策の基本方向3－①の再掲

④就業環境の整備

53	230		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組の促進（条例届出）	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組を促進する。	<p>県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所496件）</p>	<p>・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組を促進した。</p> <p>女性管理職（部長相当職＋課長相当職）の割合 平成30年度 7.8% 令和4年度 9.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所数が減少傾向にあることなど、課題に対する対応を検討する必要がある。
----	-----	--	-----------	----------------	-----------------------	--	--	---

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
54	186		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」及び「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を、それぞれ希望に応じて提供	・希望に応じて研修用教材を提供することで、各組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度に「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」については事例を追加し、職場だけでなくあらゆる組織で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
55			①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室 ④厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施	②④計画期間を通じて相談員による相談を適切に実施し、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに寄与した。 ③令和2年6月1日付けで改正したセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、取組を進めていく。
56			産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パート・有期雇用管理の実務ポイント」等をテーマとして取り上げ実施	・パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の改善に一定の成果があった。今後、さらなる改善のため、継続して実施していく。
57			産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり（ワークルール）や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。（131回） ・高校生向け労働資料「知っておこう！働くときのルール」の作成、配布（作成部数：74,790部）	・過酷な労働環境による若者の使い捨てが社会問題となっていたが、事業を継続してきたことで高校生等へのワークルール等の理解を促進させた。 ・今後も継続して事業を実施していく。
58			産業労働局	雇用労政課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談 相談件数：113件 ・労働相談における女性からの労働相談：5,748件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」のセミナー 実施回数5回、参加者数298人 ・セクシュアル・ハラスメント相談 相談件数：97件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく
59			産業労働局	雇用労政課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載	・企業向けパンフレットや働く女性のためのハンドブックをHPに掲載することで、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた普及啓発を行った。 ・今後も継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
60	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催（1回/21名） 啓発講座等の実施（4回/844名） かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） 女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） 応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
⑤安定した就業への支援								
61	81		産業労働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度まで多様な働き方の促進のため、働き方改革企業担当者交流会や働き方改革アドバイザー派遣を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
62	50		産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング（延べ利用者数6,296人） 就職活動支援セミナー（10回実施、受講者延べ82人） 保護者向けセミナー（2回実施、受講者延べ13人） 多目的ルームを活用したグループワーク（295回実施、参加者延べ811人） 職場体験（参加者数21人） 就職情報・職業訓練情報の提供 職業適性診断 など 	<p>不本意ながら非正規雇用で働き続けている人は減少傾向にあるものの、依然として25歳から34歳の若年者については、その割合が他の年齢層と比較して高い状況にある。令和5年度も、引き続き若者の就業を支援する。</p>
63	51 110 166		産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	<p>シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） 専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） 再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） 適性診断 地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導 	<p>求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。</p>
施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造								
①長時間労働削減と多様な働き方の促進								
64	75		総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務（テレワーク）を実施 令和5年度からの育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）の導入準備 	<p>テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進されており、今後も引き続き取組を進めていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
65	76		①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施 ②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づいて、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和3年度と同様15日以上を達成した。	①令和3年に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を改定し、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等、新たな取組を開始した。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。 ②令和3年に改定された「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書を作成したほか、企業庁独自の取り組みとして、出産の際に幹部職員からのお祝いメッセージの送付を行った。結果として、男性の育児休業取得率は増加した。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、且つ「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降、平均15日程度を継続して達成した。 ③令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成をはじめ制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。
66	77		総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	コロナ禍で得た経験も活かしながら、すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和4年度取組方針に基づく取組（長時間労働の是正、職場環境の整備、業務改善の推進等）を推進した。 ・働き方改革推進本部（1回）および調整部会（3回）を開催した。	・毎年度「働き方改革取組方針」を策定し、長時間労働の是正に向けた基本取組及びマネジメントの徹底等の取組を推進した。 ・働き方改革は、県民サービスの持続可能な提供に向けて今後も継続していくことが必要であり、引き続き長時間労働の是正に努めるとともに、テレワークや業務改善などコロナ禍において進展した取組を後退させることなく、更に前に進めていく必要がある。
67			産業労働局	雇用労政課	労働時間の短縮	仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営	・令和元年度までは労働時間の短縮の普及啓発のため働き方改革企業担当者交流会を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 ・今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
68	82		産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の取組み	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切に作る働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	・ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。 ・今後は、ホームページなどの普及啓発を引き続き実施していく。
69	83		産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数77人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	フォーラムについて、対面とオンラインのハイブリット方式による開催で、初年度と比較して最終年度も参加者数を保てた。その他期間中は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていた。 ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
70	84		産業労働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、アドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。また、在宅勤務・サテライトオフィス勤務のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者に対し、その取組に係る経費を補助する。	・テレワークセミナー実施回数2回、参加者28人 ・テレワークセミナー（オンデマンド配信）申込者数66名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績：30社 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助交付件数：268件	・全体を通して、テレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染防止や事業継続の観点から新しい生活様式への対応として広まった。 ・課題として、企業規模が大きいほど、テレワークの実施率は高い状況にあり、中小企業においては、依然としてテレワークの活用が進んでいない。 ・また、民間調査によると、企業における今後のテレワーク推進方針はワクチン普及以降、減少させたい傾向にある。逆に従業員のテレワーク継続希望は高い。 ・対応の方向性として、引き続き、柔軟で多様な働き方の整備に関する取組が必要であると考えられる。
②両立支援のための取組み促進								
71	40		①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司（イクボス）の取組みを推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページに公表することにより意識啓発を実施した。引き続き、県ホームページでの公表を通して意識啓発に努める。
72	226		教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「のぼりざか」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県は締結事業者のロゴが入ったポスターを1,600部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。	・家庭教育通信「のぼりざか」の発行により、事業者を通じて従業員の家庭の教育向上を支援した。 ・締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。（5年間の新規締結事業者数：12社） ・社会全体で家庭教育に取組む機運の醸成が必要であるため、協定締結事業者がその従業員に対して、家庭教育の重要性について資料での周知をさらに推進するよう働きかけていく。
73	再掲	13	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	2016年4月より開始した「えるぼし認定」（女性活躍推進への取組の実施状況が優良な企業に対する認定制度）、2020年6月に「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」が創設された。 引き続き神奈川県では、インセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行っていく。
74	再掲	37	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、ホームページ掲載等により情報提供を実施した。	・コンソーシアムの取組については、平成30年度末にキックオフし、令和元年度に、企業等からの事例紹介等を行う定例会の開催やホームページを開設し、男性の家事・育児参画の機運を高めたが、コロナの影響等から、コンソーシアムの枠組みと事業内容の見直しが必要である。 ・令和4年度には、育児・介護休業法の改正や、企業の取組、育休取得者の経験談を紹介する「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、情報提供を実施した。 ・今後は男性の家事・育児参画を進めるための事業企画や取組み等の活動内容をSNSやホームページ等で情報発信等を行う。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
75	再掲	64	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟な働き方を推進するため、在宅勤務（テレワーク）を実施 ・令和5年度からの育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）の導入準備	テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進されており、今後も引き続き取組を進めていく。
76	再掲	65	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休業制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休業・子の看護休業制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施 ②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づいて、全職員が年間5日以上の子次次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和3年度と同様15日以上を達成した。	①令和3年に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を改定し、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等、新たな取組を開始した。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。 ②令和3年に改定された「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書を作成したほか、企業庁独自の取り組みとして、出産の際に幹部職員からのお祝いメッセージの送付を行った。結果として、男性の育児休業取得率は増加した。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の子次次休暇を取得し、且つ「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降、平均15日程度を継続して達成した。 ③令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成をはじめ制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。
77	再掲	66	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	コロナ禍にあっても、「働きやすく、働きがいのある」職場環境をつくり、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和3年度取組方針に基づく取組（業務改善の推進、長時間労働の是正、職員の未病改善、職場環境の整備等）を推進した。	・新型コロナウイルス感染症への対応の継続を想定しながらも、働き方改革を実現するため、全庁を挙げて取組を進めていく必要がある。 ・コロナ禍で得た経験を活かしながら、「業務改善」や「テレワーク」等の一層の推進を図り、すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくる。
78	再掲	38	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」（かながわ版父子手帳）による情報提供（企画レポート投稿回数 6回）	引き続き男性の育児参画の推進を図るため、事業を継続する。
79	再掲	198	福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。（R4年度認証件数…6件）	仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。
80	再掲	42	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 174回、参加者数 103人 ・両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数41人	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
81	再掲	61	産業労働局	雇用労働課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	・令和元年度まで多様な働き方の促進のため、働き方改革企業担当者交流会や働き方改革アドバイザー派遣を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 ・今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
82	再掲	68	産業労働局	雇用労働課	かながわ働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の取組み	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にしたいとする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み ・九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	・ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。 ・今後は、ホームページなどの普及啓発を引き続き実施していく。
83	再掲	69	産業労働局	雇用労働課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数77人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み ・九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	フォーラムについて、対面とオンラインのハイブリット方式による開催で、初年度と比較して最終年度も参加者数を保てた。その他期間中は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていた。 ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。
84	再掲	70	産業労働局	雇用労働課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、アドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。また、在宅勤務・サテライトオフィス勤務のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者に対し、その取組に係る経費を補助する。	・テレワークセミナー実施回数2回、参加者28人 ・テレワークセミナー（オンデマンド配信）申込者数66名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績：30社 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助交付件数：268件	・全体を通して、テレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染防止や事業継続の観点から新しい生活様式への対応として広まった。 ・課題として、企業規模が大きいほど、テレワークの実施率は高い状況にあり、中小企業においては、依然としてテレワークの活用が進んでいない。 ・また、民間調査によると、企業における今後のテレワーク推進方針はワクチン普及以降、減少させたい傾向にある。逆に従業員のテレワーク継続希望は高い。 ・対応の方向性として、引き続き、柔軟で多様な働き方の整備に関する取組が必要であると考えられる。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援

85			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	配偶者等からの暴力総合対策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」（平成30年改定）に則した取組みを実施した。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」（平成30年改定）に基づき、広報・啓発による暴力の未然防止に取組むとともに、市町村や民間団体等の関係機関と連携した相談・一時保護体制の整備、切れ目のない自立支援を実施した。また、令和6年改定に向けた施策の効果検証等を行った。
----	--	--	-----------	---------	------------------	---	---	---

②犯罪被害者等に対する支援

86			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	人身取引（トラフィッキング）被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	人身取引被害者の一時保護、支援の充実	②被害者の立場に立ち、人権を尊重した支援を着実に推進する。
----	--	--	-----------	--------------------	----------------------------	---------------------	--------------------	-------------------------------

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
87			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する性的虐待の被害確認の実施 面接者の養成研修を実施（1回） 児童相談所実務研修として、初期調査面接や初期対応研修（3回） 児相職員向け「性的虐待対応の大事な心構え」を作成し、各所に配付 被害児童の心理的ケア 	養成研修を行うことで面接者が増えた。
88			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 犯罪被害者等への総合相談 866件 弁護士による法律相談 108件 臨床心理士等によるカウンセリング 575件 生活資金貸付 1件 一時的な住居の提供等 10件 付添い支援 613件 	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、概ね順調に、かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営をしているが、引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。
89			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）の開催 R4.10.21～R4.12.23 10日間 受講者19名 支援ボランティアの募集・管理・育成 ボランティア登録者：107名 (R5.3末現在) 	支援員養成講座の実施による人材育成に取り組んでいるが、より多くの支援員を養成するための人材育成に努めていく必要がある。
90			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座の開催 大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座の実施 犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 R4.11.25～R4.12.23 5日間 県内5箇所で開催 「サポートステーション」及び「かならいん」の紹介動画の作成及び公開 	理解促進講座の実施やキャンペーンの開催等による普及啓発の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、引き続き、「サポートステーション」や「かならいん」の存在の周知等、普及啓発を図る必要がある。
91			くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター）における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施 相談：2,322件 支援：188件 	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、概ね順調に、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営をしているが、引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
92			①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部 ③青少年課 ④少年育成課（JKビジネス） ⑤生活保安課（AV出演強要）	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等対策	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、ワンストップ支援センターとしてAV出演被害に関する相談対応を実施 ①②③：内閣府啓発サイト（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト）の周知 ③：青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施 ④：「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・相談体制の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮して非接触型の教育・啓発活動に努めた ⑤：AV出演被害問題に係る対策の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・相談受理担当者等に対する教養	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、相談等に対応していくとともに、啓発サイトについて、HPに掲載しているが、引き続き、周知を図る必要がある。 ②啓発サイトについて、HP及びtwitterに掲載するとともに、内閣府が作成したポスター及びフリープレットの掲示・配付による周知を図った。 ④：「JKビジネス」営業に対する立入件数合計7店舗7回 県内において把握していた「JKビジネス」営業は、1店舗のみが営業を継続しており、立入の実施により18歳未満の稼働の有無等を確認している。 引き続き「JKビジネス」営業の実態を把握し、少年に対する啓発活動と補導活動を推進する。 ⑤：広報・啓発活動の推進と相談体制の充実 ・高等学校、地域自治会などで行われた防犯教室等においてAV出演被害問題について講話したほか、警察署ホームページに同問題の記事を掲載し、広報・啓発活動を実施した。 ・相談受理担当者等に対して教養を行い、相談受理体制の充実を図り、相談者への対応を適切に行うことができた。
93			警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強姦性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	犯罪被害者等の支援要望の把握、各種支援制度の説明、付添い支援、カウンセリング等の各種支援活動を適切に推進した。 今後も、事件事故発生初期段階から、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動の推進に努める。
94			警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	神奈川県被害者支援連絡協議会第25回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席者を縮小して開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。（12機関18団体71会員）	神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会は、コロナ禍においても、書面開催や出席者を縮小して開催するなど、関係機関・団体との情報交換等を行い、会員相互の連携を強化した。 また、被害者支援に関係する機関・団体に対し、新規加入の働きかけを行い、新たに5会員が加入したことで体制の強化を図った。 引き続き、毎年1回の総会を開催し、会員間の連携強化を図る。
95			警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。	・性犯罪が発生した場合に対応する警察官として、令和2年から性犯罪指定捜査員を配置している。（令和4年度末現在 668人うち女性警察官 318人） ・性犯罪110番において、電話相談を受理している。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担は、平成30年度は111件の執行であったが、捜査員等に対する教養等により、適正執行することができ、令和4年度は209件執行した。 ・令和2年から、性犯罪捜査専科を新設し、その他、県警職員に対して性犯罪被害者への対応等に関する教養を年3回実施している。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
96			警察本部	各種相談窓口（警務課）	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより、屋外大型ビジョン、デジタルサイネージ等を活用しての広報活動を実施	被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配付。 ・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示。 ・県内各所において、被害者支援キャンペーンを開催。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより、屋外大型ビジョン、デジタルサイネージ等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。	関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて各被害相談窓口等の広報啓発活動を推進した。 今後も、犯罪被害者等への理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携しながら、各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
97			警察本部	各種相談窓口（捜査第一課、暴力団対策課、少年育成課、生活経済課、交通総務課、鉄道警察隊）	犯罪被害者等からの相談の実施	少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談（保護センターでの受理件数のみ） 646件 ・ユーステレホンコーナー 455件 ・子ども安全110番 28件 ・悪質商法110番 207件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所（相談所での受理件数のみに変更） 525件 ・性犯罪110番 456件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 850件 ・交通相談センター3,508件	<ul style="list-style-type: none"> 子ども安全110番では、平成30年度から令和4年度までの間に、合計192件の通報を受理し、児童虐待事案、子どもが被害者となる事件の通報や目撃情報、不審者の出没に関する情報を収集し、子どもの安全確保に努めた。 少年相談・保護センターでは、平成30年から令和4年度までの間に合計5,893件、ユーステレホンコーナーでは、同期間に合計1,860件の相談を受理し、少年の立ち直り支援に貢献した。 悪質商法110番では、平成30年度から令和4年度までの間に、合計1246件の相談を受理し、悪質犯罪の予防・検挙に努めた。 性犯罪110番は、平成30年度は、受理件数が150件であったが、各種広報等を実施したことにより、令和4年度は、受理件数が456件となった。 各種広報啓発活動等により、暴力団対策課の事業が県民に認知され、相談受理件数が年々増加傾向にある。今後も、暴力団による不当要求の根絶を目指し、広報啓発活動を継続していくとともに、不当要求拒絶コールの相談受理に際しては真摯に対応していく。 <p>【参考：各年度ごとの不当要求拒絶コールの相談受理件数】 平成30年度368件 令和元年度280件 令和2年度281件 令和3年度509件 令和4年度850件</p> <p>警察相談を端緒に、検挙・警告した件数 ・平成30年度 19件 ・令和元年度 56件 ・令和2年度 43件 ・令和3年度 54件 ・令和4年度 48件</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による鉄道利用者の一時的な減少に伴って、令和2年度は警察相談の受理件数も減少したが、列車及び鉄道施設における警戒活動等を推進し、期間中、上記のとおり、検挙・警告により相談を解決した。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
98	再掲	129	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、無料低額宿泊所を含む場所への訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。	①困難な問題を有する女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な複合的困難を抱えた女性の意思を尊重し、関係機関との円滑な連携・調整による着実かつ切れ目のない、安心・安全な支援を実施する。 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 令和3年度(8月事業開始)相談受付1,207件、訪問支援10件、同行支援152件、居場所の提供13人、研修2回実施。 令和4年度:相談受付3,221件、訪問支援31件、同行支援507件、居場所の提供43人、研修2回実施。
施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援								
①ひとり親家庭に対する支援								
99	45		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室45日間・延320名参加、②マネープランセミナー3日間・延14名参加) ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業(町村分) ・高等職業訓練促進給付金 17名 ・自立支援教育訓練給付金 6名 ○ひとり親公正証書作成支援補助業 26件交付	就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と研修等の機会を通じ、顔の見える関係を構築し、連携を強めたことによりひとり親それぞれの抱える課題に対する適切な支援に繋げることができた。
100			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付411件	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付、医療費助成等の経済的支援により、母子家庭等の自立を支援することができた。
101			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。 (11,500部配布) ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課	リーフレットを作成・配布することによって、多様な広報手段のひとつとして、毎年、県が行っている各種支援策について、ひとり親へ周知することができた。今後も、引き続き広報手段のひとつとして実施していく予定である。
102			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	・ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供 ・女性のためのwebセミナー ・ひとり親家庭サポート講座 ・キャリア・ワークショップセミナー ・ひとり親のための就業支援講座(パソコン講座・就職サポートセミナー・交流会) ・かながわひとり親家庭相談LINE	○子どもの貧困対策を進めるうえで、ひとり親が相談や就職支援等を通じて様々な不安を解消し、生活を改善させ、自立につながるよう支援メニューをよりわかりやすく発信していくことができた。 ○「カナ・カモミール」に掲載の支援制度を実際に利用した事例を「スマイルレポート」として紹介し、広くアピールした。 ○令和2年度にHPアクセス数26,171回とピークに達したが、その後URLの変更により大幅に落ち込んだため、さらなる周知が今後の課題である。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
103			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	○ひとり親家庭SNS相談事業の実施 ・無料通信アプリ「LINE」を利用した相談窓口を運営し、ひとり親家庭からの相談を受付（147日間実施/相談受付件数2,354件） ○相談窓口の周知 ・相談窓口につながるQRコードを掲載した周知用カードを市町村の窓口等で配布（40,535枚） ・県のホームページによる広報	○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の支援は、個々の家庭の実情に合わせて、就業支援や子育て・生活支援などの支援策を適切に組み合わせて総合的な支援を行うことが求められている中、R1年度に事業を開始したところ、LINE友だち登録者数がR2年度は2,565人からR4年度には4,564人に増え多くの方に周知することができた。
104			県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇する。	継続予定
②高齢女性に対する支援								
105	116		福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 838名 ・相談援助件数 48,966件 ・契約締結審査会 7回 ・実施主体（市町村社協）への巡回調査及び相談 7市4町 ・専門員・生活支援員等研修 5回（オンライン4回） ・専門員ブロック別会議 2回（オンライン）	利用者数は着実に増加しているが、人口当たりの利用者数の割合が他県より少ないため、各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、支援を必要としている利用者のニーズを掘り起こすために事業の周知に一層取り組む必要がある。
106			福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 6件	条例施行前の建築物や案内サインが多く存在することから、今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
107	115		福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催（コーナー参加者数：延べ851名） ・バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】	条例施行前の建築物や案内サインが多く存在することから、今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
108			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	○地域包括支援センター運営事業（市町村事業） ○地域包括ケア推進事業として ・広域的な地域ケア会議：地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業：市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。 ○地域包括支援センターの運営に関し個別課題を抱える市町村（2保険者）に対し、アドバイザーと県職員との現地派遣による伴走支援事業を実施。	・地域包括支援センターの機能強化に合わせた研修を毎年工夫しながら開催することができた。 ・コロナ禍により派遣が中止されたものもあったが、リハビリテーション専門職や学識経験者等を市町村や地域包括支援センターに派遣し、市町村における地域包括ケアシステムの推進に役立てることができた。 ・引続き研修や専門職員派遣などで市町村の地域包括支援センターの取組みの支援をしていく。 ・地域包括支援センターの運営に課題を抱える市町村に対し、アドバイザーと県職員による伴走支援現を通じて、地域包括支援センターの機能強化に向けた基幹型センターの設置及び見直しについて関係者間の合意形成が図られた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
109			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務（包括的支援事業）・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	市町村が地域支援事業として実施する次の事業に対し交付金を交付 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症高齢者見守り事業 ・介護相談員派遣等事業 等	・引き続き、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行っていく。
110	再掲	5163166	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	求職中の中高齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。
111			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、高齢者に配慮した住宅への改良を進めた。
112			県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	・賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供する。 ・要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、団体等及び市町村職員に居住支援に必要な知識を習得する機会を提供し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。	・高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅については順調に増加し、38,939戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。 ・住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員や関係団体を対象とした、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を開催した。（1回、28名参加）	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を大手不動産事業者と交渉することなどにより目標戸数を達成したことから、今後は、登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。 ・住宅確保要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であるとともに、要配慮者と接している市町村職員による支援も不可欠であるため、継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設ける必要がある。
113			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地5団地916戸の整備を行った。	既存住宅の改善を行う、トータルモデル事業は令和元年度で終了し、今後は建替えに集中し、高齢者等に配慮した住宅の整備を推進していくこととなった。 2018年度から比べ、建替え戸数は、増加しているが、建替えの時期を迎える団地が今後も増えることから、建替え戸数の平準化を実施し、計画的に整備を進めていく必要がある。
114			県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・高齢者支援の場として空き住戸の整備を行った。 ・団地住民を対象とした講習会の開催【コロナにより中止】	・引き続き、高齢者支援の場として空き住戸の整備や団地住民を対象とした講習会を行う。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属 名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
③障がいのある女性に対する支援								
115	再掲	107	福祉 子ども みらい 局	地域福 祉課	みんなの バリアフ リー街づく り条例推 進体制整 備事業	神奈川県みんなのバリアフ リー街づくり条例に基づく実 効性のある取組みを協議する 場として、県内事業者の代表 や関係団体、学識経験者等 で組織するバリアフリー街づく り推進県民会議を開催する。 また、同会議を中心として条 例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開 催（コーナー参加者数：延べ851名） ・バリアフリー街づくり賞の実施【コロ ナにより中止】	条例施行前の建築物や案内サインが多く存 在することから、今後もバリアフリー化に向け た施設管理者等の意識啓発や県民への普 及啓発により、一層取り組む必要がある。
116	再掲	105	福祉 子ども みらい 局	地域福 祉課	日常生活 自立支援 事業	県社会福祉協議会が実施す る判断能力が不十分な高齢 者や知的障がい者等の日常 的な金銭管理や福祉サービ スの利用のための支援に係る 費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的金銭 管理・書類等預かりサービスによる各 支援事業を実施した。 ・利用者数 838名 ・相談援助件数 48,966件 ・契約締結審査会 7回 ・実施主体（市町村社協）への巡回 調査及び相談 7市4町 ・専門員・生活支援員等研修 5回 （オンライン4回） ・専門員ブロック別会議 2回（オンラ イン）	利用者数は着実に増加しているが、人口当 たりの利用者数の割合が他県より少ないた め、各市町村社協及び各市町村の福祉関 係機関と連携し、支援を必要としている利用 者のニーズを掘り起こすために事業の周知 に一層取り組む必要がある。
117	46		福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい者 の就労移 行支援・ 就労継続 支援	生産活動、職場体験等を通 じ、一般就労に向けた知識・ 能力の向上のための訓練等 を行う就労移行支援事業と、 福祉的就労として生産活動の 機会の提供やその他就労に 必要な知識・能力向上のため の訓練等を行う就労継続支 援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の 利用に係る費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	
118	47		福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障害者就 業・生活 支援セン ター事業	職場不適応により離職した者 や離職のおそれがある在職 者など、就職や職場への定着 が困難な障がい者及び就業 経験のない障がい者に対し、 就業及びこれに伴う日常生 活、社会生活上の支援を行う ことにより、障がい者の職業生 活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設 置・運営を、継続して実施（全障がい 保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,465人 ・相談・支援件数 50,582件	支援対象者の増加 支援体制の維持
119			福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい児 者の相談 支援の充 実	障がい児者の自立した生活 や課題の解決に向けた適切 なサービス利用を図るため、 ケアマネジメントによるきめ細 かな支援を行うサービス等利 用計画の作成や、その後の モニタリング（必要な見直しな ど）を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサー ビス等利用計画の作成やモニタリ ングに要する費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障がい児相談支援	
120			福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい児 者の居宅 生活支援 の充実	障がい児者が地域で安心し てくらせるよう、必要な障害福 祉サービスの利用を支援す る。 ・居宅介護（ホームヘルプ サービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイ サービス）	・障がい児者の福祉サービスの利用 に要する費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイサービス）	重度訪問介護等の訪問系サービスについ ては、国が定めた基準額があり、これを超過 した額は市町村が負担する仕組みとなっ ているため、超過負担が発生している市町村 がある。 訪問系サービスについても、他のサービス と同様、市町村に超過負担が生じない制度 とするよう、引き続き国に見直しを要望する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
121			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業（障害者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）の一部） 2 市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者地域活動支援センター事業）	
122	52		産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：799社、出前講座：28回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：312人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数162人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数205人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：16事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 ②職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース99人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（26コース93人）を実施	①平成30年4月に精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、法定雇用率が2.2%に引き上げられた。また、令和3年3月には、法定雇用率はさらに0.1ポイント引き上げられ、2.3%になった。 令和4年6月1日現在の県内民間企業の障がい者の雇用率は2.20%で、法定雇用率は下回っているが、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。 令和4年度は、依然コロナ禍ではあるが、令和2～3年度に実施してきたすでに障がい者を雇用している企業への訪問を見直し、法定雇用率未達成企業への訪問をその必要性が高まっていることから再開した。企業や就労支援機関を対象とした研修や出前講座等については、対面形式・オンライン形式・ハイブリット形式（対面とオンラインの併用）のいずれかが適切か、検討しながら実施した。 ②神奈川障害者職業能力開発校において精神障がい者向け訓練コースの定員が2018年度は30人だったが、精神障がい者の求職者数の増加を踏まえ、定員を70人に拡大し、より多くの就職希望者を支援できる体制を整えた。 なお、神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。
123			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地4団地10戸の整備を行った。	既存住宅の改善を行う、トータルモデル事業は令和元年度で終了し、今後は建替えに集中し、障がい者に配慮した住宅の整備を推進していくこととなった。 2018年度から比べ、建替え戸数は、増加しているが、建替えの時期を迎える団地が今後も増えることから、建替え戸数の平準化を実施し、計画的に整備を進めていく必要がある。
124			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、障がい者に配慮した住宅への改良を進めた。
④外国人女性に対する支援								
125			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語によるDV相談を実施する。	8ヶ国語（英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）によるDV相談を実施。	・令和3年度にベトナム語を追加し、8ヶ国語によるDV相談とした。 ・引き続き実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
126			国際文化観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行・発行部数：1回あたり20,300部・対応言語：英語ほか5言語・配布場所：県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載	○県の施策や生活情報を多言語情報紙やホームページで提供することで、外国籍県民等への情報支援を推進することができた。 ○引き続き、より多くの外国籍県民等の情報格差の解消に貢献し、外国籍県民等に必要行政情報の効果的な提供に努める。
127-1			国際文化観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語（実施場所により対応言語が異なる） ・実績：1,429件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語 ・実績：2,382件	○外国籍県民等への情報提供や相談対応を行うことで、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題の解決につながることができた。 ○2020年度にはSNS（Facebook Messenger）での相談受付を開始し、2021年度には横浜窓口においてベトナム語を追加するなど、ニーズに応じた対応を行った。 ○相談員研修会を実施することで、相談員のスキルアップや相談員相互の連携づくりの場を提供することができた。 ○関係機関との連絡会を開催し、各機関との連携・協力体制を強化することで、相談事業の充実を図った。
127-2			国際文化観光局	国際課	外国籍県民情報支援の実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。	○多言語支援センターかながわの運営 ・対応言語：11言語、問合せ対応件数：21,683件 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施：7回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施 ・通訳派遣件数：504件、通訳協力者への研修：12回 ○災害時外国籍県民支援 ・災害時通訳ボランティア等研修の実施：3回	○外国籍県民等の生活を支援するため、各種研修や通訳派遣等の事業を実施した。 ○多言語支援センターかながわでは、対応言語を6言語から11言語に拡大し、ニーズの高い言語の対応日を増やす等の体制強化を行い、2018年度には2,860件であった問合せ対応件数は、2022年度には21,683件に増加し、5年間で65,000件を超える外国籍県民等への情報支援を行うことができた。 ○また、2020年度以降は、コロナ禍における外国籍県民等への情報提供として、関連する情報を多言語化し、県ホームページ等で発信した。 ○今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語での情報支援の充実に取り組む必要がある。
128	49		産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：366件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

129	98		福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、無料低額宿泊所を含む場所への訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。	①困難な問題を有する女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な複合的困難を抱えた女性の意思を尊重し、関係機関との円滑な連携・調整による着実かつ切れ目のない、安心・安全な支援を実施する。 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 令和3年度（8月事業開始）相談受付1,207件、訪問支援10件、同行支援152件、居場所の提供13人、研修2回実施。 令和4年度：相談受付3,221件、訪問支援31件、同行支援507件、居場所の提供43人、研修2回実施。
-----	----	--	-----------	---------------------	-----------	---	--	--

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
130			福祉子どもみらい局	女性相談所	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付	女性からの様々な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図る。
131	48		福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を6回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、対面とリモートのハイブリッド形式により県内各市の担当課長会議を開催するとともに、リモートにより担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により急増していた相談件数は落ち着きを見せはじめたが、コロナ前と比較すると依然として件数は多い状況にある。 直近では物価高騰の影響により生活の困窮を訴える方や、食糧支援などの緊急的な支援を求める声も多くあり、生活困窮者の課題は多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援								
132	220		福祉子どもみらい局 ①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局 ④産業労働局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用労政課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。 ④令和2年度末をもって事業を終了した。	①基金終了後の令和2年度もLGBTの子供のための自立・就労支援事業の広報に係るチラシ配布等、引き続き普及啓発への協力を行った。 ②青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をする。神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いしたい。 ③令和元年度に基金が終了した。基金終了後の令和2年度以降も、引き続き、普及啓発への協力を行う。
133			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	人権施策推進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 44件 ・当事者向け交流会の開催 8回 ・企業及び団体向け研修の実施 1回【オンライン開催】 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回 ・性的マイノリティ講師派遣 8回	派遣相談、交流会、研修及び講師派遣等の幅広い事業を実施し、当事者支援と県民への啓発を両立しながら、理解の促進を図ることができた。 新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数を減らした事業もあるが、オンライン開催が可能な事業についてはオンラインに切り替えるなどして、柔軟に対応しながら実施することができた。
134			福祉子どもみらい局	①青少年センター ②青少年課	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）における電話、来所及びSNSによる相談を実施する。	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについて電話、来所及びSNS（※）による相談を実施した。 【令和4年度実績】 性的マイノリティの相談事例 ・電話相談3件、面接相談0件、LINE相談13件 (かながわ子ども・若者総合相談センター、県西部青少年サポート相談室、県地域青少年相談窓口の総計)	性的マイノリティをはじめ、さまざまな「生きにくさ」などの悩みに対して、その背景を理解し、寄り添い、共に考えていく相談支援ができるよう、相談員を対象とする各種研修やケース検討会議等を充実させていく。
135			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。	相談件数も少なく、性的マイノリティに特化していないため、傾聴を基本とする一般的な対応となる。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
136			教育局	総合教育センター	教育相談事業	電話、来所、Eメールによる相談への対応	・学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は5,891件、来所相談は3,577件、Eメール相談は262件に対応。	生活、不登校、いじめなど様々な相談に、電話、来所、Eメール等により対応した。引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
137	再掲	190 216	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。
138	再掲	191	教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために人権教育担当者等に研修を実施する。	・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。

施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

①女性の健康に対する支援

139			健康医療局	医療課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用	・周産期救急医療システムの安定的な運用
140			健康医療局	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。	・保健福祉事務所事業実績等健康教育 39回 延べ参加人数 4807人 思春期相談 46回 女性一般相談156件 専門相談23件 ・不妊・不育専門相談センター 27回開設 相談回数98回 相談者数112人 対面面接12回 オンライン面接38回 電話相談48回	思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育について、身体的な問題のみならず、心の悩みも含めて安心して相談できる体制づくりや、コロナ禍においても、妊娠・出産に関する正しい知識の普及を着実に推進していくため、教育機関等と連携し取組を推進していく。 不妊・不育相談センターは、オンラインでの相談を増やしたところ、相談が増えているため今後もオンラインでの相談を継続し、相談しやすい体制作りをしていく。
141			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等に対する事業	・県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。	・若年妊婦等支援等相談事業（妊娠SOSかながわ）の実施 電話相談（毎週月・水・金）：相談者実人数148件 延べ相談件数212件 LINE相談（毎週火・木・土）：相談者実人数588件 延べ件数633件 ・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 990,053件 月平均アクセス数 99,005件	妊娠SOSかながわは、セーフティネットとしての役割があることから、相談件数そのものが事業評価につながるものではないが、支援が必要な対象へ情報が届くよう、引き続き相談窓口周知に力を入れる。令和2年度よりLINE相談を開始後、相談件数が増えおり相談内容を精査し今後の対応を検討していく。 また、産む・産まないに関わらず、経済問題が影響する事例が多く、また引き続き子育て支援や再発防止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要がある。
142			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。	健康教育 39回 延べ参加人数 4807人	コロナ禍においても、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を着実に推進していくため、関係機関と連携しオンラインやオンデマンド配信等の手法を取り入れながら取組を推進していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
143			健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康課題に対する関心呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネット等による普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」の運用等、普及啓発を実施 ・企業と連携し、「未病女子セミナー2023オンライン」をオンデマンド配信し、女性の健康課題について普及啓発。（令和5年3月1日から31日まで配信。累計再生数1,940回。） 	<p>【振り返り】 「未病女子navi」とそれに連動するSNS公式アカウントについて、情報の追加・拡充を図った結果、717,928件(2019年度から2021年度)のアクセスがあり、未病に関する情報を発信することで、女性が自らの健康課題に気づき、改善を実践する取り組みが進みました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要があります。</p>
144			健康医療局	がん・疾病対策課	がん(子宮頸・乳房)予防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布(50,000部) ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修(全15回) ・「ピンクリボンライトアップ2022inかながわ」の開催 ・普及啓発イベント「リレー・フォー・ライフ・ジャパン横浜2022」への参加 	<p>プラン期間中にあたっては、各普及啓発事業や研修会等を実施していたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ピンクリボンかながわの集合型イベント等が中止となるなど、イベントや研修会の中止・縮小が続いた。</p> <p>令和4年度は、徐々にコロナ以前の規模で事業を実施できるようになってきたところであるが、今後もコロナ禍でのがん検診の受け控えによる健康リスク等の影響が懸念されるため、引き続き受診啓発を積極的に進めていく。</p>
145	再掲	150	スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	比較的若い世代の女性のスポーツ実施率が低い傾向にあるため、R1年度にスポーツ庁の補助金を活用して普及啓発事業を実施した。引き続き、様々なライフステージに応じた普及啓発方法を検討していく。
146	再掲	151	健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計86か所 	<p>【振り返り】 「未病センター」の設置や設置者による利用促進が進んだことで、2019年度から2021年度に「未病センター」の登録数が50か所増加、利用者は全センターで680,720人となり、県民が未病改善に取り組める環境を広げることができました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要がある。</p>
147	再掲	152	健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)4回開催(対面2回、書面2回)※計画改定年のため ・地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議3回開催(対面1回、書面2回)※計画改定年のため 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まり、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。新型コロナウイルス感染症の影響、若者、女性の自殺者数が増えていることを鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深め、相談体制の整備と周知に努めた。</p> <p>令和4年度に「かながわ自殺対策計画」の改定を行った。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
148	再掲	153	健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○こころといのちのサポート事業（自殺対策）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防に関する普及啓発（街頭キャンペーン）中止 ・自殺対策講演会9/3（土）オンラインで実施。67名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修 10/23（日）65名、10/30（日）40名。2回実施105名参加 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修 11,824名養成 ○多職種による包括相談会（電話）の実施 10/15（土）7名、3/11（土）8名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの電話相談（フリーダイヤル対応） 7,455件 ○うつ病セミナー 2/24（木）オンラインで実施。82名参加 	全市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。
149	再掲	154	健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）9時から21時まで（受付20時45分まで）7,455件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで（祝日を除く）200件 	電話がつながりにくいことが課題であったため、令和4年度に時間帯の拡充を行った。
②男性の健康に対する支援								
150	145		スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	比較的若い世代の女性のスポーツ実施率が低い傾向にあるため、R1年度にスポーツ庁の補助金を活用して普及啓発事業を実施した。引続き、様々なライフステージに応じた普及啓発方法を検討していく。
151	146		健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計86か所 	<p>【振り返り】</p> <p>「未病センター」の設置や設置者による利用促進が進んだことで、2019年度から2021年度に「未病センター」の登録数が50か所増加、利用者は全センターで680,720人となり、県民が未病改善に取り組める環境を広げることができました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要がある。</p>
152	147		健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議（政令市と共同開催/親会議）4回開催（対面2回、書面2回）※計画改定年のため地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議3回開催（対面1回、書面2回）※計画改定年のため 	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まり、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。新型コロナウイルス感染症の影響、若者、女性の自殺者数が増えていることを鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深め、相談体制の整備と周知に努めた。令和4年度に「かながわ自殺対策計画」の改定を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)~2022(R4)年度の成果等
153	148		健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	〇こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)中止 ・自殺対策講演会9/3(土)オンラインで実施。67名参加 〇かかりつけ医うつ病対応力向上研修 10/23(日)65名、10/30(日)40名。2回実施105名参加 〇かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 11,824名養成 〇多職種による包括相談会(電話)の実施 10/15(土)7名、3/11(土)8名 〇こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) 7,455件 〇うつ病セミナー 2/24(木)オンラインで実施。82名参加	全市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。
154	149		健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)7,455件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)200件	電話がつながりにくいことが課題であったため、令和4年度に時間帯の拡充を行った。
③エイズ・性感染症等に対する支援								
155			健康医療局	医療危機対策本部室	エイズ対策促進事業	・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。	・かながわレッドリボン運動:検査普及週間と世界エイズデーにあわせ強化月間を設定し、保健福祉事務所で臨時検査及びイベント実施をとおして推進を図った。 ・青少年エイズ・性感染症の予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った。 ・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根差した予防啓発を図った。 ・エイズ歯科診療推進事業:医療体制の構築及び歯科診療紹介制度の推進を図った。(神奈川県歯科医師会委託) ・エイズ治療症例研究会開催事業:医療従事者向け研修を実施し、診療体制の充実を図った。(神奈川県歯科医師会委託)	新型コロナウイルスの感染拡大により、講演会や研修会が一部中止となっており、予防啓発の機会が減少していることが課題として挙げられる。今後の対応の方向性については、マスクの着用及び手指消毒、体調確認、換気など感染予防策を適切に行った上で実施する他、オンライン形式での開催を検討する。
156			健康医療局	医療危機対策本部室	HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	・HIV保健センター設置数:1ヶ所(医療危機対策本部室)要請に応じてカウンセラーを派遣 ・HIV検査を6ヶ所で実施(保健福祉事務所・センター5ヶ所とHIV即日検査センター1ヶ所)	新型コロナウイルスの感染拡大により、HIV検査が一部中止となっており、検査の機会が減少していることが課題として挙げられる。今後の対応の方向性については、マスクの着用及び手指消毒、体調確認、換気など感染予防策を適切に行った上で実施する。
157			教育局	総合教育センター	性に関する指導・エイズ教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座(全1回、半日日程、オンライン(同期型))の実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭)140名受講	・研修内容や実施時期について検討する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
④「人生100歳時代」に向けた取組み								
158			政策局	いのち・未来戦略本部室	「人生100歳時代の設計図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	<p>○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営</p> <p>【定例意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この指とまれプロジェクト」の提案やネットワークメンバー同士の交流の場として「定例意見交換会」をオンラインで開催した。(12回) ・意見交換テーマ数:55(高齢者のデジタルデバインド問題等) ・参加者数:延べ459人 <p>【この指とまれプロジェクトの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流拠点の活用や高齢者の社会参加を促す取組など、計16件の提案があった。 <p>【ネットワークメンバーの拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度(155団体)※23団体追加 <p>○【神奈川県×Peatix特設ページ「好きかも！を見つけよう※」での情報発信】</p> <p><内容></p> <p>(1)人生100歳時代の生き方の参考となる著名人インタビュー</p> <p>(2)イベント・コミュニティへの参加で意識や行動が変わった人の「ストーリー」</p> <p>(3)県内のおすすめイベント・コミュニティ</p> <p>※年間ページビュー数:34,089</p> <p>※「かながわ人生100歳時代ポータル」は2019年度で休止。2020年度以降は、PeatixJapan(株)(2019年8月21日に県と協定締結)が運営するイベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」の中に開設された特設ページ「好きかも！を見つけよう」にコンテンツを移管。</p>	<p>(成果)</p> <p>○ ネットワークの参加機関数が25団体(2017年度)から155団体(2022年度)まで拡大するとともに、メンバーによる自発的なプロジェクト「この指とまれプロジェクト」が順調に進捗している。</p> <p>○ また、コロナ禍でも「定例意見交換会」をオンラインでの実施に切り替えることで、ネットワークメンバー同士のコミュニケーション機会をつくり、メンバー同士の連携を促した。</p> <p>○ さらに、生涯学習などの「学びの場」の情報と、各種ボランティアなどの「活動の場」の情報を総合的に提供するために開設したポータルサイトについては、2020年度以降、イベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」内に開設した特設ページに機能を移管し、より効果的かつ持続可能な発信につなげることができた。</p> <p>(今後に向けて)</p> <p>○ 参加団体や地域が抱える課題やニーズを的確に把握するとともに、団体間の連携をより一層促進させるため、コミュニケーションの場を定期的に設けていく必要がある。</p> <p>○ また、「この指とまれプロジェクト」については、2023年度以降もより多くの様々なプロジェクトがネットワークの中から生み出され、広く展開し、地域課題の解決につなげていく必要がある。併せて、そこで得た成果をネットワークメンバーはもとより、メディア等とも連携しながら効果的に発信する必要がある。</p> <p>○ こうした、具体的な取組→地域課題の解決→PRを行うことで、ネットワークの価値向上に寄与し、結果として参画メンバーの拡大にもつながると考える。</p>
159	223		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	かながわボランティア活動推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	<p>【令和4年度対象事業ベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業負担金事業の実施 →採択11件(応募21件) ・ボランティア活動補助金事業の実施 →採択6件(応募18件) ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 →表彰5件(推薦13件) ・ボランティア団体成長支援事業の実施 →選考1件(提案2件) 	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴い、対面相談や伴走支援を実施している団体は、オンライン形式に変更し実施するなど、円滑な事業実施に向けて取り組んだ。今後、各団体が対面とオンラインを同時に行うハイブリット方式を採用したり、YouTubeによる活動内容の公開など、さらに強化する必要がある。</p>
160	224		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主催講座 23講座実施 ・連携講座 10講座実施 ・特別講座 1講座実施 	<p><延べ受講者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度 1,331名 ・2019年度 1,445名 ・2020年度 797名 ・2021年度 932名 ・2022年度 1,003名 <p>令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
161			産業労働局	産業振興課	シニア起業家支援事業	人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、シニアを対象としたビジネスコンテスト等を開催する。	令和2年度からは事業未実施。シニア層からの起業に関する相談があった際は、神奈川県産業振興センターや各地の産業振興財団の窓口を案内した。また県が実行委員として参画している、神奈川県産業振興センター主催の「かながわビジネスオーデション」にて、シニアからの応募も受け付けている。	平成30年度から令和元年度において、シニア起業家向けのセミナーやビジネスグランプリを実施。これらの事業への参加をきっかけに起業し、売上が1,000万円を超える企業を創出できていることから、シニア層の起業支援という観点からは一定の成果があった。一方で、起業した全ての企業が1～2名で事業を実施しているため、雇用の創出に繋がっているとは言い難い。今後はシニアに特化した事業は実施しないものの、起業のステージに合わせた支援事業を引き続き実施する。
162			教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	県立高校36校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図った。	かながわハイスクール人材バンクを更に活用するため、引き続き、学校のニーズと登録者の適切なマッチングが課題である。また、国庫補助金を活用した事業であるため、申請通りに補助がなされない場合、十分な配置ができないことも課題である。今後、学校のニーズと登録者のマッチングを工夫していくとともに、国の動向を見据えながら、十分な財政措置を講じるよう国へ要望していく。
163			教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。なお実施の可否は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断し、実施する場合は感染防止対策に万全を期した上で実施した。	・各施設の機能や特色を生かし実施した社会教育施設公開講座については、受講者アンケートを取った結果、5年間を通して9割以上が「満足」又は「やや満足」と回答しており、高い評価を得た。
164			教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。	県立図書館新本館の開館に合わせて、学びを深める仕掛けとして、新規事業「Lib活 after5ゼミ」を開始した。また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書、平易な論文集などを収集した。	・講座「大人の社会科」事業を引き継ぐ形で、令和4年度より、新規事業「Lib活」講座を展開した。 ・「学び直し」にかかる資料は、当館が従来収集してきた専門資料への橋渡しのものでもあるため、今後とも収集・整備していく。
165	再掲	2039178	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学2回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：1高校1回） ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：4中学校4回）	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
166	再掲	5163110	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備								
施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革								
①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成								
167			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	メディアにおける男女共同参画社会実現のための施策の推進	メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠であることを鑑み、国に対して提案を行う。	メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行っていたが、メディアへも男女共同参画が一定程度普及していると考えられるため、国への提案は行わなかった。	
168	222		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施し、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修実施（研修1回/42名）	・コロナ禍においてもオンラインを活用して研修を実施することで、市町村と男女共同参画に関する情報共有及び相互の連携を強化することができた（令和2年度はコロナのため実施せず）。 ・令和4年度は研修テーマを防災関連としたことから、各市町村の男女共同参画担当部署の職員だけでなく、防災担当部署の職員も研修に参加し、防災分野における男女共同参画の重要性について周知できた。 ・今後もオンラインを活用しながら、研修等を実施する。
169			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。	令和4年度、事業計画なし。	コロナの影響等により、事業を中止したが、市町村連携事業等を通して、男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題についても啓発が可能であることから、本事業は市町村連携事業と統合する。
170	177		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	・希望に応じて研修用教材を提供することで、あらゆる組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度は内容の見直しを行い、「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」を作成し、日常における様々なアンコンシャス・バイアスの事例を取り入れることで、より広い範囲で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
171	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催(1回/21名) ・啓発講座等の実施(4回/844名) ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会(1回/25名) ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(59名(令和5年3月31日時点)) ・応援サポーター企業 セミナー&交流会(1回/17名)	・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
172	再掲	217	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における男女共同参画活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(19回/675人、動画視聴回数310回)	・コロナ禍においても必要に応じて、オンライン等を活用することにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施できた。 ・引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供								
173			福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。 相談件数:2件	LGBTQへの理解の広がりははじめ社会の多様化が進んでいる一方、男女の固定的な性別役割分担意識の考え方はまだ根強い。引き続き、男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施するとともに、多様化に合わせた表現等にも配慮する必要がある。
174			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理を行い、情報提供や貸出を実施 ・インターネットを活用し蔵書検索や資料・交流コーナー情報を提供 ・講座、セミナー等開催時に関連した図書を紹介	・コロナによる休館もあったが、男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理を行い、資料・交流コーナーの運営を通して、男女共同参画に関する情報提供を行った。 ・引き続きより多くの県民の利用に供することができるよう、ホームページ等により所蔵している図書等の周知を行う。
175			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(3回)	・男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信した。 ・引き続き必要な情報を定期的に発信する。
176			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究・情報発信	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要なデータの提供や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究・情報発信を行う。	・「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」の更新・公表 ・職場のためのパパの育休ガイドを作成し、ホームページ掲載により情報提供を実施	・県内女子中高生の理工系志望を促進・支援する出前講座の効果調査、男性の育休取得啓発冊子作成、女性の就業継続・キャリアアップの取組みに関する日本と欧州諸国の比較など、課題解決や施策・事業に活かせる調査研究を実施した。 ・引き続き優先度の高い今日的テーマに関する調査研究を行う。
177	再掲	170	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	・希望に応じて研修用教材を提供することで、あらゆる組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度は内容の見直しを行い、「アンコンシヤス・バイアス～男女共同参画の視点から～」を作成し、日常における様々なアンコンシヤス・バイアスの事例を取り入れることで、より広い範囲で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発								
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成								
178	2039165		福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。 引き続き、外部講師派遣、出前講座し、ライフキャリア教育の支援を行う。
179	21		福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した((29,930部作成、394校に配布)。	・男女共同参画教育参考資料を横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布してきたが、2019年度末配布時より、アンケートを実施。アンケートでは(概ね好意的な)評価をいただいているが、改善点の意見もあり、反映可能なものから対応していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
180			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	メディアリテラシー講座の開催	人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	メディアリテラシー講座(中高生向け)の実施(8回/905名)	・人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施した。 ・例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
181			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	今後の働き方を考えてもらう機会とするため、「かながわ女性の活躍応援団」と連携して啓発講座等を実施する。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施(2回/715名)	・講座の実施により、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供することができた。 ・例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
182			福祉子どもみらい局	青少年課	青少年有害情報閲覧防止等対策の促進	青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年に利用させるスマートフォン等インターネット利用端末にフィルタリングを設定する等の措置を設けるよう、事業者への指導や保護者への周知啓発を実施する。	①立入調査等の実施 青少年保護育成条例に基づくインターネットカフェ等への立入調査・指導等の実施 ②広報啓発 条例周知用リーフレット作成・配布 ・小学1年生向けちらし 114,000部 ・中学1年生向けちらし 97,500部 ・同リーフレット 103,700部	スマートフォン利用の若年層化が進む中、終わりの無い啓発であり、引き続き、新たにスマートフォンに接する小学生、使用率が高くなる中学生を対象とした啓発を行った。
183			教育局	高校教育課	キャリア教育の推進[生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組を通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、説明会や就業体験活動を実施。	今後も事業を継続し、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえたキャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。
184			教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者(政令市を除く) ・発行部数 41,500部	「家庭教育ハンドブックすこやか」を配付し、アンケートを行ったところ、家庭教育の推進に役に立つと思うとの回答が約9割(2018年度～2022年度)であり、保護者の役に立てることができた。 子育てに関し悩みや不安を抱える保護者の方に向けて情報提供による支援をする必要があるため、今後もハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図っていく。
185			選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙啓発事業	各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年層の政治意識を高めるために行う。	・児童・生徒を対象としたポスターコンクールの実施。2,123点の応募があった。 ・県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。	引き続き実施
186	再掲	54	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」及び「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を、それぞれ希望に応じて提供	・希望に応じて研修用教材を提供することで、各組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度に「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」については事例を追加し、職場だけでなくあらゆる組織で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
②学校現場における基盤整備								
187			教育局	①行政課 ②総合教育センター	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	① ・教職員向け啓発資料を全県立学校へ配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを全県立学校へ配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを全県立学校へ配付 ・県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）のすべての生徒（約118,400人）を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 ・外部講師への報償費の負担、講師の派遣 ② ・県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口による相談を実施。Eメール相談は22件、電話相談は22件、合計44件に対応。 ・児童・生徒向け啓発資料の配付	① 順調に進捗している。 ② 被害者の救済を最優先に考え、被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ち相談に応じた。被害を深刻化させたり拡大させたりしないように、正確な情報収集と迅速かつ適切な対応を心掛けた。相談内容をまとめ、関係課と情報共有することで、再発防止につなげた。引き続き、相談の内容を予防や再発防止に繋げられる手立てを模索していく。 ・総合教育センターより県立学校・教育事務所・市町村教育委員会・相談窓口掲載機関・教育機関に送付
188			教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣 ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。高校生向け人権学習ワークシート集の配付。	・順調に進捗している。
189			教育局	行政課	男女共同参画推進教育の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。
190	137 216		教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。
191	138		教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために人権教育担当者等に研修を実施する。	・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。
192			教育局	高校教育課	性差によらない名簿の導入の推進	学校での活動全般にわたり、男女平等・人権尊重の基盤に立った人間形成を図るため、性差によらない名簿の導入を進める。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導入	既に実現済みであるため廃止（行政課と調整済みです）

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
193			教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「初任者研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭) 946名受講 ・「中堅教諭等資質向上研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭) 930名受講 ・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」(全1回50分程度)の実施 61名受講 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」(全1回1時間50分程度)の実施 99名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の弾力化等を踏まえ、講座の形態や実施時期、受講する年次等について検討する。 ・研修内容や実施時期について検討する。
194			教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、学校訪問等で受け、計10,208件に対応。 ・コンサルテーションとして、学校訪問を32校で実施。 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を27件実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、相談者のニーズに応え、安心・安全を第一に相談を実施した。感染予防を徹底しながら、学校や家庭における子どもの様々な悩みや困りごとへ丁寧に対応した。また、学校訪問相談等を通して、子どもを支える学校や教職員の相談に対応した。 引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
195			教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」(全1回、半日日程)をオンライン(オンデマンド)型にて実施(受講対象者 高・中等教育の総括教諭または教諭、各課程1人) 160名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容や実施時期について検討する。
施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備								
①育児等の基盤整備								
196			福祉子どもみらい局	共生推進本部	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が実施する事業(講座、フォーラム等)における託児に関する方針」の周知を行った。 ・託児室設置状況調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
197			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援	保育所等利用待機児童数は減少しているものの、解消にはいたっていないため、事業を継続する。
198	79		福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組を進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R4年度認証件数…6件)	仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。
199			福祉子どもみらい局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育てで家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。	保育ニーズの多様化に対応するため、事業を継続する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
200			福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。	放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。
201			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図る。 ・子育て支援分野の各事業に従事する子育て支援員や放課後児童クラブに配置が必要な放課後児童支援員等の資格を付与する研修を実施する。 	<p>全国共通の試験(年2回)に加えて、年3回目となる県独自の地域限定保育士試験を実施し、2,781人の受験者、371人の最終合格者があった。</p> <p>保育エキスパート等研修を、8分野計60講座、定員6000人規模で実施した。</p> <p>保育エキスパート等研修を実施するにあたっての、保育士が研修に出席する際の代替保育士の雇用経費を補助した。</p> <p>保育士・保育所支援センターにより、計6回の就職相談会や就職支援セミナーを開催し、無料職業紹介事業も含めた採用実績は、計60名であった。</p> <p>子育て支援員研修を、4期、計23コース研修を開催、1,304人が受講した。</p> <p>放課後児童支援員認定資格研修を5地域において年14回開催し、1,241人の修了認定を行った。</p>	地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により人材確保に努めているが、今後もニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育士等の子育て支援人材の確保が必要であり、併せて保育の質の向上を図るため、事業を継続する。
202			福祉子どもみらい局	次世代育成課	待機児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・0歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事中の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助は廃止 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0歳児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の額が乖離している地域について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行った。 <p>研修参加人数61名。 巡回実施施設数267施設(目標達成率99.6%)</p>	保育所等利用待機児童数は減少しているものの、解消にはいたっておらず、また保育の質のさらなる向上を図るため、事業を継続する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
203			福祉子どもみらい局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。	・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助を行った。	幼児期の教育・保育の提供体制の維持のため、事業を継続する。
204			健康医療局	医療課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	・補助対象：日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数：116施設	早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援するため、引き続き補助を継続していく必要がある。
205			産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。	・特定機関における外国人家事支援人材の受入人数の増加や家事支援サービスの利用回数の増加等の事業実績を上げてきた中で、「第三者管理協議会」は監査等によって、事業の適正かつ確実な実施体制を確保してきた。 ・今後も継続して、「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行っていく。
206			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	地域の方々に対する子育て支援の一層の充実が図られた。
207			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	多様な保育ニーズに対応することで子育て支援の向上が図られた。
②介護の基盤整備								
208			福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 7回／専門研修課程Ⅱ 17回 ・再研修の実施 2回 ・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 各2回	引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図る。
209			福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 505回 ・初任者研修修了者数 5,095名 ・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 ・生活援助従事者研修の実施 2回 ・生活援助従事者研修修了者数 13名	引き続き、一定の基準に基づく研修事業者の指定を行い、研修の受講機会を確保していくとともに、指定事業者の指導を通じ質の高い人材の養成に努める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
210			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	・特別養護老人ホームの整備	補助を行うことにより施設整備を促進して、入所待機者の減少に資する。
211			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	虐待防止関係職員研修の実施（年1回） ※オンライン開催	研修テーマについては、高齢者虐待防止部会における委員意見を参考とし、高齢者虐待に精通した、大学教授や弁護士、警察官などを講師に招いた。高齢者虐待の対応に必要な考え方や警察との連携など市町村職員の実務に役立つ研修を実施することができた。高齢者虐待は年々増加傾向にあり、また対応困難事例も多い現状から、引き続き当該事業について継続する。
212			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター（初任者・現任者）研修の実施	コロナ禍でも動画配信やZoomでの実施を工夫し、地域共生社会の実現に向けたテーマ等地域包括支援センター職員に必要な知識・技術等の習得を図る内容の研修を毎年検討しながら実施することができた。引き続き地域包括支援センター職員に役立つ研修を実施していく。
213			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症対策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施 （相談件数887件、開設日数154日）	「かながわ認知症コールセンター」により、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐことにより、精神面も含め様々な支援をすることができた。引き続き、コールセンター事業を実施し、認知症の人や家族等からの相談を受け付けていく。
214			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	高齢者自身の認知症への不安や、家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施（定例相談回数50回 随時相談件数1032件・訪問件数延59件） ・専門職派遣事業の実施（25回）	高齢者の処遇困難事例への対応が課題となっているため、研究会や事例検討会等や、市町村が実施する初期集中支援チーム会議等へ専門職を派遣するなど、市町村を支援するとしていたが、コロナ禍になり研修会などは中止した。しかし認知症相談では、対面での相談件数は新型コロナウイルスの影響により減少したが、電話での随時相談件数は増加している。高齢者の増加、コロナによる外出自粛などの影響から認知症への不安が増加する中、高齢者や家族の不安等に対応できるよう、今後も継続していく。
215			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	市町村が地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として実施する下記事業に対し、交付金を交付。 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス ・一般介護予防事業 等	引き続き、要支援・要介護状態になることを遅らせ、軽減し、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援していく。
216	再掲	137 190	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標5 推進体制の整備・強化								
施策の基本方向1 多様な主体との協働								
217	172		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施（19回/675人、動画視聴回数310回）	・コロナ禍においても必要に応じて、オンライン等を活用することにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施できた。 ・引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施する。
218	17		政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会3回開催・20名出席）	特になし
219	再掲	31	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。	引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。
220	再掲	132	①福祉子どもみらい局 ③健康医療局 ④産業労働局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用労政課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。 ④令和2年度末をもって事業を終了した。	①基金終了後の令和2年度もLGBTの子供のための自立・就労支援事業の広報に係るチラシ配布等、引き続き普及啓発への協力を行った。 ②青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をする。神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いしたい。 ③令和元年度に基金が終了した。基金終了後の令和2年度以降も、引き続き、普及啓発への協力を行う。
221	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー＆交流会（1回/17名）	・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
222	再掲	168	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修実施（研修1回/42名）	・コロナ禍においてもオンラインを活用して研修を実施することで、市町村と男女共同参画に関する情報共有及び相互の連携を強化することができた（令和2年度はコロナのため実施せず）。 ・令和4年度は研修テーマを防災関連としたことから、各市町村の男女共同参画担当部署の職員だけでなく、防災担当部署の職員も研修に参加し、防災分野における男女共同参画の重要性について周知できた。 ・今後もオンラインを活用しながら、研修等を実施する。
223	再掲	159	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	かながわボランティア活動推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	【令和4年度対象事業ベース】 ・協働事業負担金事業の実施 →採択11件（応募21件） ・ボランティア活動補助金事業の実施 →採択6件（応募18件） ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 →表彰5件（推薦13件） ・ボランティア団体成長支援事業の実施 →選考1件（提案2件）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴い、対面相談や伴走支援を実施している団体は、オンライン形式に変更し実施するなど、円滑な事業実施に向けて取り組んだ。今後、各団体が対面とオンラインを同時に行うハイブリット方式を採用したり、YouTubeによる活動内容の公開など、さらに強化する必要がある。
224	再掲	160	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	・主催講座 23講座実施 ・連携講座 10講座実施 ・特別講座 1講座実施	<延べ受講者数> ・2018年度 1,331名 ・2019年度 1,445名 ・2020年度 797名 ・2021年度 932名 ・2022年度 1,003名 令和2年度（2020年度）より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。 今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。
225	再掲	15	産業労働局	雇用労働課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	・「神奈川なでしこブランド」認定件数：14件 ・「なでしこの芽」認定件数：1件	コロナ禍でイベント開催等の対面でのPRが難しい中、SNS等を活用した広報を実施することで、若干ではあるが「神奈川なでしこブランド」応募件数、認定件数共に増加した。 しかし、個人（女性起業家）からの応募が増加傾向にあるため、神奈川なでしこブランドの認知度向上を図り企業にとって認証されるメリットを作ると同時に、企業の経営者等に向けた広報を実施することで、県内企業からの神奈川なでしこブランドへの応募を増やし、県内企業における女性の登用・活躍を促進する必要がある。 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度の認定事業は、中止とした。)
226	再掲	72	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」の発行により、事業者を通じて従業員の家庭の教育向上を支援した。 ・締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。（5年間の新規締結事業者数：12社） ・社会全体で家庭教育に取り組む機運の醸成が必要であるため、協定締結事業者がその従業員に対して、家庭教育の重要性について資料での周知をさらに推進するよう働きかけていく。	

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属 名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
施策の基本方向2 男女別統計の促進								
227			福祉 子ども みらい 局	共生推 進本部 室	ジェンダー 統計の推 進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データの把握に努めるよう、国や県庁内に働きかける。	・専門家へ意見を伺い、また、他の都道府県へ取組状況の照会を行った。 ・ジェンダー統計の推進のため、引き続き国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。	・ジェンダー統計の理解を深めるため、専門家へ助言を求めた。また、他の都道府県へ、ジェンダー統計の取組状況について照会を行った。 今後は、理解促進のため、共生推進本部室及び統計を扱う関係部署とジェンダー統計に関する情報共有、研修の実施について検討していく。 ・引き続き、国の動向を把握しつつ、必要に応じて要望を行う。
施策の基本方向3 進行管理								
228			福祉 子ども みらい 局	共生推 進本部 室	かながわ 男女共同 参画推進 プランの 進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書の作成、神奈川県男女共同参画審議会への報告及び県民への公表	令和元年版より、県男女共同参画審議会での委員の意見を公表することとした。 令和2年版は、新型コロナウイルス感染症の関係で調査の実施ができなかったため、令和3年版で、令和元及び令和2年度の事業実績2年度分を掲載した。また、令和3及び令和4年版では新型コロナウイルス感染症を受けての事業の影響についてとりまとめた項目を設け公表した。 令和5年版では、男女共同参画推進プラン（第4次）の最終年度であることから、計画期間である2018～2022年の成果の項目を設け、5年間の振り返りを行ったが、第5次プラン継続事業に引き継がれるようにする。
229			福祉 子ども みらい 局	共生推 進本部 室	市町村の 男女共同 参画施策 「見える 化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。	引き続き、県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかける。
230	再掲	53	福祉 子ども みらい 局	かなが わ男女 共同参 画セン ター	企業の男 女共同 参画の 取組み の促進 (条例届 出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所496件）	・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組を促進した。 女性管理職（部長相当職＋課長相当職）の割合 平成30年度 7.8% 令和4年度 9.2% ・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所数が減少傾向にあることなど課題に対する対応を検討する必要がある。